

動物

犬のしつけ方教室  
愛犬と正しく暮らそう

問まちづくり課 都市環境係 ☎77-3908

犬の習性を理解することで、しつけと飼い方を学ぶ教室です。犬を飼っている人も、これから飼おうとしている人もぜひご参加ください

■日時 2月19日(木)

午後1時受付

午後1時30分～4時

■場所 横芝光町立図書館(横芝光町宮川11917)

☎0479-84-3311

■内容 犬などの適正飼養疾病などについての講演、犬の訓練士およびデモンストレーション犬による実演講習

■募集 20人

■申込み 横芝光町役場環境防災課へ電話にて申込みを行ってください。

☎0479-84-1216

■参加費 無料

■注意 飼い犬の同伴はできません。



マイナンバー制度  
コールセンター開設

マイナンバー(個人番号)とは、国民一人一人が持つ12桁の番号です。平成27年10月より通知が開始され、平成28年1月から社会保障・税・災害対策などで利用が開始されます。

マイナンバー制度に関する問い合わせは以下のコールセンターまでお願いします。

■日時 月～金曜日 午前9時30分～午後5時30分(祝日・年末年始を除く)

日本語窓口：☎0570-20-0178

英語窓口：☎0570-20-0291

森山良子コンサート in 芝山

スペシャルゲスト 秋川雅史

3月1日(日) 開場 午後5時30分  
開演 午後6時

料金 S席(1階) 5,500円/A席(2階) 5,000円

発売日 1月10日(土) 午前10時より

販売制限/初日に限りお1人様6枚まで

町内プレイガイド

芝山文化センター(芝山町教育委員会) ☎77-1861

ソーシャルショップフジカワ ☎77-0050

セブンイレブン芝山大里店 ☎78-0021

主催 芝山町・芝山町教育委員会

問合せ 芝山文化センター



森山 良子



秋川 雅史

# 平成26年度税制改正

町民税務課 課税係 ☎77 - 3915

地方税法の一部が改正され、町税条例の一部が改正されました。

## 軽自動車税について

地方税法改正に伴い平成27年度から軽自動車税の税率（年額）が変わります。車両の種類や最初に登録した年月によって適用される税率が異なります。

区分	規格等	現行の税率 (年額)	平成27年4月 1日以降の税率 (年額)	新車新規登録月から 13年を経過した 軽自動車4輪等 (経年重課)	備考	
原動機付 自転車	総排気量が50cc以下等のもの	1,000	2,000			
	総排気量が50cc超～90cc以下等のもの	1,200	2,000			
	総排気量が90cc超～125cc以下等のもの	1,600	2,400			
軽自動車等	ミニカー	2,500	3,700			
	2輪のもの(側車付のものを含む)	2,400	3,600			
	3輪のもの	3,100	3,900	4,600	(注1)(注2)	
	4輪乗用	営業用	5,500	6,900	8,200	
		自家用	7,200	10,800	12,900	
	4輪貨物	営業用	3,000	3,800	4,500	
		自家用	4,000	5,000	6,000	
小型特殊 自動車	農耕作業用のもの	1,600	2,400			
	その他のもの	4,700	5,900			
	2輪の小型自動車	4,000	6,000			
	専ら雪上を走行するもの	2,400	3,600			

(注1) 平成27年3月31日までに新規登録されたものは、現行の税率となります。

(注2) 初めて車両番号の指定を受けた月から13年を経過した車両は平成28年度から上の表の経年重課の税率が適用されます。

## 法人町民税について

法人町民税の法人税制率が現行の12.3%から9.7%に引き下げられます。平成26年10月1日以降に開始する事業年度から適用となります。

現行12.3%



改正後9.7%

## 個人住民税について

給与所得控除の引下げが行われます。給与等の収入金額が1,200万円を超える場合の給与所得控除の上限額が230万円となります（平成29年度分の個人住民税から適用）。給与等の収入金額が1,000万円を超える場合の給与所得控除の上限額が220万円となります（平成30年度分の個人住民税から適用）。

## 地籍調査終了後の土地課税について

土地にかかる固定資産税については、国が定める「固定資産評価基準」に基づき、登記簿に登記されている地積（登記地積）により評価して課税することが原則となっています。

町では、税負担の公平性やこの原則に基づき、**地籍調査が終了し、賦課期日（1月1日）までに登記簿に登記された土地については、登記地積により評価して課税**を行います。これは、地籍調査により登記地積が減少した場合は減少後の地積で評価して課税し、逆に増加した場合は増加後の地積で評価して課税することです。

また、土地の分筆や合筆、地目変更があった場合も登記簿に登記された内容で評価して課税を行うこととなります（ただし、地目については、利用状況により課税することとなりますので、登記簿と異なる場合もあります）。そのため、地籍調査が終了し、登記簿に登記された土地の地積が増加した場合や地目が変更となった場合などでは、平成27年度からの固定資産税が増額になる場合も考えられますが、原則に基づき地籍調査終了後の登記地積により評価額を決定し課税しますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

**【注意】** 地籍調査事業で現地立ち会いなどが終了していても、新しい面積や地目などが登記されない限り、評価額は変わりません。